

議会基本条例（素案）への意見整理（パブリックコメント）

条項等	ご意見・ご感想の趣旨	市議会の考え方
前文	<p>市民の生活様式や要求が多様化し、且つ中央政治の無計画で国家感のない政策のために地方が疲弊化している現状を打破し、将来に光がみえる市民生活を支える地方自治の基本条例にしては、恐縮ですが新鮮味がなく、現在の行っていることを明文化しただけに思えてならない。全国のどこもやっていない様な視点を変えた新しいこれからの会津若松を創造・発展する様な条例（一部でも良い）、議員さん達の熱い意気込み（思い）が感じられるものにしていただきたい。（未来・将来と言う文言がないのは残念。）</p>	<p>「現在の行っていることだけの明文化」というご意見についてですが、議会基本条例は、議会運営の理念・制度・原則を定めるルールとして制定しようとするものであり、現在まで既に実施している制度、さらに充実していく制度、今後新たに実施していく制度などを、議会活性化と市政発展への貢献という視点で組み合わせて、明文化しているところであります。このうち、新たな取り組みとしては、第5条第4項の素案のままいたします。ご理解をお願いいたします。</p> <p>また、「会津若松市だけの独自性や未来創り」というご意見につきましては、たしかに、全国的にみて、本市議会だけに固有の制度等はないと思いますが、「未来創り」については、素案前文でも、「会津若松市議会の活発な議論と相互尊重の民主的な政治風土を受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造」を表明しておりますとおり、その取り組みに当たっては、本市議会の独自性を生かしながら、未来創りに貢献できるよう努力していきたいと存じますので、ご理解をお願いします。</p>